

重要事項説明書 (訪問入浴介護)

あなたに対する訪問入浴介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	一般財団法人 高山市福祉サービス公社
主たる事業所の所在地	高山市森下町1丁目208番地
法人種別	一般財団法人
代表者名	理事長 西 倉 良 介
電話番号	0577-36-2940

2 利用事業所

利用事業所の名称	高山市福祉サービス公社
指定番号	岐阜県2172700243号
所在地	高山市森下町1丁目208番地
電話番号	0577-36-1489

3 事業の目的と運営

事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護及を提供します。
運営の方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって支援します。 事業実施に当たり、関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 利用事業所の職員体制

利用事業所の従業者の職種	員 数	勤務の体制	
		専従	兼務
管理者	1人		常勤1名
看護職員	4人	非常勤1名	常勤2名 非常勤1名
介護職員	4人	非常勤1名	常勤3名

5 営業時間

営業日	毎週月曜日～金曜日。 ただし国民の祝日と12月29日～1月3日までを除く。
営業時間	午前9時～午後5時

※ 営業時間外には、電話等により連絡が可能な体制とします。

6 利用料

別紙サービス内容説明書のとおり

7 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、高山市内とする。

8 苦情申立窓口

(一財) 高山市福祉サービス公社	ご利用時間 午前8時30分～午後5時15分(月～金) ご利用方法 電話 0577-36-2940 FAX 0577-36-1385 担当者 北川 隆志(総務課長) 責任者 嶋田 恵市(事務局長) 第三者委員 牧上 一成・高原 恵理 その他 苦情については、上記の担当者、責任者が対応します。 不在の場合でも、対応した者が「苦情処理簿」を作成し、担当者、責任者に引継ぎます。また苦情解決の助言や立会いを行なう第三者委員会を選任しております。
高山市福祉部高年介護課	ご利用時間 午前8時30分～午後5時15分(月～金) ご利用方法 電話 0577-35-3178 FAX 0577-35-4884 所在地 高山市花岡町2丁目18 高山市市役所内
岐阜県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 午前8時30分～午後5時(月～金) ご利用方法 電話 058-275-9826 FAX 058-275-7635 所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内

9 緊急時の対応

協力医療機関	医療機関の名称	高山赤十字病院
	電話番号	0577-32-1111
	医療機関の名称	厚生連 久美愛病院
	電話番号	0577-32-1115

10 秘密保持と個人情報の保護

事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務はサービス提供が終了した後においても継続します。

また、サービスを円滑に提供するため、他の関係する事業者等との情報共有が必要な場合があります。事業所は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者又はその家族の個人情報を他の関係する事業者等へ提供しません。

11 非常災害時の対応

別途に定める、業務継続計画書により対応すると共に、定期的に避難訓練を行います。

12 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し研修の実施を行います。

13 身体拘束の原則禁止

事業所は、原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延の防止のための必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修の実施を行います。

15 ハラスメント防止のための措置

職場において行われるハラスメントを防止するため、従業者の相談に応じ、適切に対応するための体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の実施を行います。

16 利用者の記録及び情報の管理

従業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

17 介護サービス情報の公表

一般財団法人高山市福祉サービス公社の実施する介護保険サービス事業については、提供するサービスの内容及び運営状況に関する情報をインターネットで公表しておりますが、お申し出があれば閲覧及び謄写することが出来ます。

説明者

サービス内容説明書（訪問入浴介護サービス）

当事業者が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

1 提供するサービスについて

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、遠慮なく担当職員にお尋ねください。
- ③ サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に、身体に直接接触する設備、器具等については、サービスの提供ごとに洗浄消毒したものを用います。
- ④ 感染症予防対策として、ガウン・マスク場合により使い捨て手袋・上履き・フェースシールド・を使用させていただきます。
- ⑤ 痰吸引や点滴などの医療行為は、緊急な場合を除き行いません。
- ⑥ 体格（身長、体重）等により、入浴介助や移乗・移動介助に危険を伴う可能性がある場合は要相談とさせていただきます。

2 担当の職員

下記の職種3名がシフト制で訪問入浴介護サービスを提供します。

- ・ 看護職員 1名
- ・ 介護職員 2名

上記の担当管理者は 池上 恵子 です。

3 担当職員の変更

- ① 当事業者は、担当の訪問入浴介護職員が異動や退職等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問入浴介護職員を変更することがあります。

4 利用料

訪問入浴介護サービスの利用料及びその他の費用は、以下の通りです。

- ・ 訪問入浴 1回につき12,660円（清拭 11,394円）
- ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の7.9%を加算させていただきます。
- ・ 訪問入浴サービス提供体制強化加算（Ⅰ）44単位（1回につき）
を加算させていただきます。
- ・ 初回加算 初回利用月のみ2,000円
- ・ キャンセル料 1回1,000円（自宅到着後にキャンセルの場合）
- ・ 交通費は、必要ありません。

- ① 介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合分をお支払いいただきます。ただし、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払いの方法（いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後保険者からの介護保険負担割合証に記載された負担割合分を差し引いた額の払い戻しを受ける方法）をご希望の場合は、お申し出ください。
- ② 当事業者は、あなたに対し、毎月20日までに、サービスの提供日、前月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- ③ 前月の利用料は、当月末日までに口座振込または口座引き落としの方法でお支払いください。（口座引き落としの場合25日となります。）

5 お願い事項

- ①職員に対するお茶やお菓子、お礼の品などのお心づけはお断りしています。
- ②訪問中のペットの隔離と保護、夏場の蜂の巣除去のご協力をお願いします。
- ③訪問中の喫煙はご遠慮ください。

6 サービスを利用するにあたっての禁止事項について

- ①事業所に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- ③サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

